

令和7年9月小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年9月11日(木) 午後2時16分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階大会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 農地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転)

議案第5号 農地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)

議案第6号 非農地証明願いについて

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地所有適格法人要件の確認について

4. 会議に出席した委員(24名)

1番 天本 正幸	2番 寺崎 廣喜
3番 中原 日登美	4番 白水 壽徳
5番 佐藤 和治	6番 藤井 政秋
7番 山下 梅夫	8番 檜原 忠夫
9番 山田 憲二	10番 秋山 儀一
11番 寺崎 多加子	12番 末次 勝記
13番 伊藤 博文	14番 肥山 繁雄
15番 赤川 敏彦	16番 大中 寛敏
17番 末次 実	18番 西岡 利子
19番 野瀬 敏彦	20番 永利 春雄
21番 久光 壽子	22番 西岡 秋義
23番 永利 美津枝	24番 田中 善道

5. 会議に欠席した委員(0名)

6. 会議に出席した事務局職員(3名)

事務局長 横尾 憲保
農地係長 上野 智哉
書記 豊福 大志

会長：

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

それでは本日の総会は、議案6件、報告2件でございます。
委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

(開会)

議長：

ただいまの出席委員は24名で委員定足数に達しております。
よって、令和7年9月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なお審議、よろしく願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、3番委員、6番委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

[日程第2 議案の審査]

議長：

日程第2、これより議案の審議を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、3件を議題といたします。
それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、松崎内の畑1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は耕作不便、譲受人は耕作便利ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、上岩田地内の畑2筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は耕作不便、譲受人は経営規模拡大ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号3は、上岩田地内の畑2筆です。3条による有償移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は経営規模拡大ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会代表：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。
議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。
よって、原案のとおり許可することと決定いたします。

次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件でございます。

議案書の2ページをお願いします。

番号1は、下西鯉坂地内の畑1筆です。

敷地の拡張ということで転用申請があったものです。

(図面で場所等の説明)

なお先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第2号は原案どおり承認し、意見書をつけ県に進達いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、8件を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、8件の説明をいたします。

議案書の3ページをお願いします。

番号1は、大板井地内の田1筆、畑1筆です。

一般個人住宅の建設のため、転用の申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

番号2は、大板井地内の田1筆です。

一般個人住宅の建設のため、転用の申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

番号3は、吹上地内の畑1筆です。
蓄電池施設の建設のため、転用の申請が出されたものです。
(位置図で場所、施設概要の説明)

4ページをお願いします。
番号4は、大崎地内の田1筆です。
一般個人住宅の建設のため、転用の申請が出されたものです。
(位置図で場所、施設概要の説明)

次の番号5から5ページの番号8までは、譲渡人は異なりますが譲
受人が同一のもので、上岩田地内の畑4筆です。
露天駐車場建設のため、転用の申請が出されたものです。
(位置図で場所、施設概要の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。
本件について事前審査を第2分科会へお願いしておりましたの
で、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたしま
す。

第2分科会長：

ご報告いたします。
議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見につい
て、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、番号1から
4については承認するとの意見の一致をみました。

番号5から8については、周囲の農地等に対する被害防除について
再考が必要ではないかとの判断になり、承認を見送るとの意見の一致
をみました。
なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

4番委員。

4番委員：

事務局の説明では南側に側溝があるとのことでした。オイルがもしも漏れても、溜まった油はバキュームで排出と書いてあるということは、油が漏れることもありますよということを前提に書いてあると思います。

東側、西側は側溝が無いので少なくとも側溝を全体に回すぐらいしてもらわないといけないと思います。

議長：

事務局お願いします。

事務局：

今、委員よりご提案をいただきましたが、委員の皆さんには、最終的には今出されている計画に対して、良いか悪いかという判断をお願いする形となっています。

申請が出された以上は、その申請に対して良いか悪いかの意見を出さないといけません。地区会議から上がってきている案件ですので、最悪は地区会議でもう一度慎重に確認してほしいなどの意見となると思います。

ご提案、アドバイスは申請人に伝えますが、あくまでも申請人が考えることです。事務局説明の被害防除が弱いのではということ踏まえて良いか悪いかの審議をお願いしたいと思います。

議長：

よろしいでしょうか。

他に何かありませんか。

他にないようです。

それでは議案第3号については、分科会報告のとおり、番号1から4までと、番号5から8までに分割して採決したいと思います。

まず、番号1から4までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第3号の番号1から4までについては原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

次に番号5から8までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長：

賛成がございませんでした。

よって議案第3号の番号5から8までは不許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

次に、議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、所有権移転について1件を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：

議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、所有権移転について、1件の説明をいたします。

議案書の6ページをお願いします。

番号1は、光行地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者(所有者)・所有権の設定を受ける者(耕作者)、売買金額等の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第3分科会長

ご報告いたします。

議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、所有権移転について、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。
議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。
よって議案第4号は原案どおり承認されました。

ここで、19番委員について退場の申告がありました。申告に従い退場を許可します。

それでは次に議案第5号、農地利用集積等促進計画案に関する意見について、一括契約についてを議題とします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされております。

よって、2番、7番、10番、11番、17番委員につきましては、退席をお願いします。

(退室案内)

議長：

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第5号、農地利用集積等促進計画案に関する意見について、一括契約について説明をいたします。

別冊の議案書をお願いします。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定から、今年4月より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき福岡県農業振興推進機構を通した貸借になっています。

今回受け付けました本件につきましては、新規81件、再設定25件、合計106件、期間借地につきましては、新規5件の申請を受理いたしております。

申請された貸借について、農業委員会の総会において意見をまとめ、福岡県農業振興推進機構の確認を経て、福岡県が10月末を目途に認可及び公告を行う予定になっています。

それぞれの貸借内容については、別冊のとおりでございます。

また、内容の詳細についての説明は割愛させていただきますが、先日開催しました地区会議におきまして報告し、ご確認・ご了承をいただいております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第3分科会代表：

ご報告いたします。

議案第5号、農地利用集積等促進計画案に関する意見について、一括契約について、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第5号は原案どおり承認されました。

それでは、退室した委員の入室を許可します。

(入室案内)

議長：

次に、議案第6号、非農地証明願いについて1件を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：

議案第6号、非農地証明願いについて、でございますが、申請者より保留したいとの申し出がございました。

お配りの議案書に議案として挙げておりますが、本総会での審議はございません。

議長：

事務局からの説明のとおり、本総会での審議はございませんので、以上で議案の審議を終了します。

[日程第3 報告事項]

議長：

これより報告事項に入ります。

報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出7件につきまして報告いたします。

議案書の7ページをご覧ください。

番号1は、山隈地内の田1筆です。
貸人の都合により合意解約されたものです。

番号2は、下岩田地内の田3筆です。
貸人の都合により合意解約されたものです。

番号3は、干潟地内の田2筆です。
借人の都合により合意解約されたものです。

議案書8ページ、番号4は、横隈地内の田2筆です。
借人の都合により合意解約されたものです。

番号5は、横隈地内の田1筆です。
借人の都合によりにより合意解約されたものです。

番号6は、横隈地内の田2筆です。
借人の都合により合意解約されたものです。

議案書9ページ、番号7は、山隈地内の畑1筆です。
貸人の都合により合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

報告第2号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。

また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられております。

農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになった

ています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、3団体の報告をご覧ください。

農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、11ページから13ページの農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、それぞれの「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、3団体ともに全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。

報告事項2件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和7年9月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

令和7年9月11日（木） 午後3時05分 閉会

小郡市農業委員会

議 長 天本 正幸 ㊞

署 名 委 員 3 番 中原 日登美 ㊞

署 名 委 員 6 番 藤井 政秋 ㊞